

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年高知県教育委員会規則第1号）第2条第3号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

平成28年 月 日

高知県教育長 田村 壯児

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規
則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2の長岡郡の大豊町の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の廃校に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

2 施行期日

この規則は、公布の日から施行する。

新 新 照 表 旧
対 照 表 旧

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
四万十市	略	略
吾川郡いの町の町	略	略
略	略	略

別表第2(第3条関係)

へき地学校に準ずる学校等

所在市町村	小学校、中学校及び共同調理場	指定日
略	略	略
四万十市	略	略
長岡郡大豊町	大豊小学校	平成14年1月1日
吾川郡いの町の町	略	略
略	略	略



参考資料 3

27太豊教第333号
平成28年3月18日

高知県教育委員会 様

大豊町教育長 池添 修



廃校届

下記のとおり太豊町立小学校を廃校としますので、お届けします。

記

- 1 学校名 太豊町立大豊小学校(休校中)
- 2 期 日 平成28年4月1日
- 3 廃校の理由
今後、開校のめどが立たず、施設の利用計画がないので廃校とします。
- 4 添付書類
 - 施設配置図
 - 大豊町立小学校及び中学校設置条例の一部を改正する条例の写

へき地手当等について

1 概要

(1) へき地手当

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校及び中学校等に勤務する職員に対して支給される手当（公立学校職員の給与に関する条例（以下「給与条例」という。）第 15 条）

(2) へき地手当に準ずる手当

へき地等学校等（へき地（1～5級）、準ずる地、特別の地域にある、小学校、中学校、共同調理場）の存する地域の中学校区の範囲内に住居移転した場合に支給される手当（給与条例第 15 条の 2）

2 へき地手当の額

(1) へき地手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）×支給割合

【支給割合】	準ずる学校	1 %
	1 級地	3 %
	2 級地	5 %
	3 級地	7 %
	4 級地	1 4 %
	5 級地	1 8 %

(2) へき地手当に準ずる手当

（給料の月額＋扶養手当の月額）× 4 %（異動から 5 年間）

（給料の月額＋扶養手当の月額）× 2 %（6 年目）

3 へき地の級地

(1) 基準点数と (2) 付加点数（調整点数）との合計点数に応じて決定される。

(1) 基準点数 → へき地条件の程度を測定。

【例】最寄りの駅、病院、郵便局等までの距離を点数化。遠距離ほど高得点。

(2) 付加点数 → 基準点数の算定方法では、捕捉し難い特別のへき地条件を測定。

【例】自然条件、遠距離通学の児童・生徒の通学距離、勤務する教職員数等を点数化。